輸送の安全確保に関する命令に対する是正措置報告書

番号	命令事項	是正状況
1	船舶所有者は、海上運送法第 22 条第 2 項において準用する同法第 10 条の 4 第 4 項 の規定に基づく安全統括管理者の選任及び解任について、選任・解任後、遅滞なく届け出ること。	・安全統括管理者及び職員の法令等の認識不足が原因であり、各種法令の確認と安全管理規程の再確認を徹底する。 ・職員の異動に備え、今回の事例も踏まえた引継ぎ書を作成し、継続して安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を引継ぐことができる体制を構築した。
2	船舶所有者は、海上運送法第 22 条第 2 項が準用する同法第 10 条の 6 第 3 項の規定 に基づく運航管理者の選任及び解任について、選任・解任後、遅滞なく届け出ること。	・運航管理者及び職員の法令等の認識不足が原因であり、各種法令の確認と安全管理規程の再確認を徹底する。 ・職員の異動に備え、今回の事例も踏まえた引継ぎ書を作成し、継続して安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を引継ぐことができる体制を構築した。
3	安全統括管理者は 、海上運送法第 22 条第 2 項において準用する同法第 19 条の 4 の 規定に基づき、輸送の安全に関する情報について、適切に公表すること。	・HP に輸送の安全に関する情報を掲載した。 ・HP 更新時に再掲載を失念していたことが原因であることから、安全統括管理者のみならず他の職員にも、各種法令の確認と安全管理規程の再確認を徹底した。
4	経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、船舶による輸送の安全確保のため、関係法令の遵守と安全最優先の原則の徹底等について、主体的に関与すること。	・経営トップを主体として 7 月 25 日に安全方針を設定した。 ・経営トップは安全統括管理者・運航管理者・運航管理補助者・船長の各職員に各々の役割を再認識させ、船舶による輸送の安全確保のための関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全マネジメントに直接関与することで、現場の情報が滞留することなく組織全体で共有される風通しの良い体制を構築していく。
5	経営トップは、安全管理規程第 6 条第 1 項に基づき、安全方針を設定し、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。	・安全最優先の原則のもと、「旅客の安全第一、無事故徹底」の安全方針を 7 月 25 日に設定した。 ・経営トップ、安全統括管理者を中心に安全管理規程の確認と遵守を徹底した。
6	安全管理規程第 7 条第 1 項に基づき 、安全方針に沿った安全重点施策を策定し、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。	・安全方針のもと、「旅客への安全事項の説明マニュアルの作成、子供向けの案内の実施、船長への実地訓練の定期実施、出航欠航に関するマニュアルの見直し」を安全重点施策として 7 月 25 日に設定した。 ・安全統括管理者を中心に運航管理者、各船長間で船舶の運航前後には必ず打ち合わせを行い、安全重点施策の確実な実施に努めている。
7	安全統括管理者は 、安全管理規程第 17 条に基づき、安全管理規程の遂行及び安全マネジメント態勢の維持・改善を行うこと。	・安全統括管理者を中心に事業係、総務係の両係で当該事業に関する意見交換を行う機会を月 1 回以上（必要に応じて増）設け、その内容をスポーツ協会に報告し、当該事業について安全管理、状況把握ができる体制を構築した。
8	運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。	・安全管理規程に定めている特定教育訓練を中心とした各種訓練の実施徹底のために、安全管理規程内訓練事項の再確認を、安全統括管理者を中心に運航管理者及び運航管理補助者の 3 名で行った。 ・未実施の火災訓練については、7 月 7 日に訓練を

		実施した。 ・今後の訓練については、安全管理規程を再確認の上、訓練計画の見直しを行い実施する。
9	安全統括管理者又は運航管理者は、安全管理規程第20条第1項及び第2項に基づき、 安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任に伴う安全管理規程の変更を迅速に行い、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。	・安全統括管理者、運航管理者及び館職員は、各種法令及び安全管理規程について再確認を行った。 ・職員の異動に備え、今回の事例も踏まえた引継ぎ書を作成し、継続して安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を引継ぐことができる体制を構築した。
１０	安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第49条第1項及び第2項に基づき、 訓練を計画し、実施するとともにその概要を記録すること。	・７月７日に火災を想定した訓練を実施し、その概要を記録した。 ・安全統括管理者の認識不足が原因であったことから、安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者の３名で安全管理規程内訓練事項の再確認を行った。
１１	安全統括管理者及び運航管理者は、 安全管理規程第50条に基づき、安全教育を行ったときは、その概要を記録すること。	・４月９日に実施していた安全教育について、その概要を記録した。 ・安全統括管理者及び運航管理者が付けた実施記録を事業係及び総務係の両係に供覧し、記入漏れ等不足がないか全職員で確認を行った。 ・実施計画についても、事前に全職員に供覧し、把握することで、訓練の実施と記録に漏れを生じさせない体制を構築した。
１２	安全統括管理者及び運航管理者は、 安全管理規程第52条第1項に基づき、安全管理規程・非常連絡表・医療機関連絡表・運航基準図について、船舶に備え付けること。	・安全管理規程・非常連絡表・医療機関連絡表・運航基準図を船内に備え付けた。 ・発航前点検時に、船長が安全管理規程・非常連絡表・医療機関連絡表・運航基準図の積込確認を行っている。
１３	船長は、運航基準第９条第２項に基づき、 速力基準表を船橋内の操作する位置から見やすい場所に掲示すること。	・速力基準表をステアリングの左側の見やすい場所に掲示した。